



明治後期における農商務省の貿易拡張政策と領事報告

高 嶋 雅 明

概要 居留地貿易体制の撤廃以後、当時の日本は中国を含むアジアで直輸出取引の拡大をめざした。しかし、その地域では一般的な通商情報といえども広く流布しておらず個々の輸出業者が簡単に情報を収集できる状況ではなかった。農商務省は実業家や経済団体による海外視察を実施し、商品陳列館の設置や「海外実業練習生」制度を構築して貿易情報収集の拠点とし、あわせて外務省の在外領事館網を活用して情報（「領事報告」）を収集した。

本論文は1910年ごろにまとめられた「輸出市場調査」と「輸出商品荷造法」に関する二つの報告書を取りあげ、情報収集とその取りまとめに外務省系列と農商務省系列の情報収集網がどのように関わっていたかを検討し、あわせて報告書の持つ意義について考察した。

キーワード 農商務省、貿易拡張政策、領事報告、輸出市場調査

原稿受理日 2009年5月11日

Abstract After the abolition of the Settlement Trade system, Japan strived to expand direct export transactions with China and other parts of Asia. Common trade information was not widely distributed in that region; however, individual exporters could not easily gather this information. The Ministry of Agriculture and Commerce implemented overseas tours by businessmen and economic organizations, established commercial exhibition galleries and constructed an “Overseas business trainee” system as the basis for gathering trade information. At the same time, it gathered information in “Consular Reports” using the Ministry of Foreign Affairs’ network of overseas consuls.

In this paper, we looked at two reports compiled in 1910 related to “Export Market Surveys” and “Export Product Packing Methods.” We studied the relationship between information gathering and the information gathering networks affiliated with the Ministry of Foreign Affairs and the Ministry of Agriculture and Commerce, and examined the meaning and implications of these reports.

Key words Ministry of Agriculture and Commerce, Trade Expansion Measures, Consular Reports, Export Market Surveys

はじめに

自由貿易の強制と居留地貿易体制のもとで日本は新しく貿易を始めることになった。維新後の政府は制約された条件のなか、誕生しつつある貿易取引に従事する貿易業者を見守り、税関組織をつくりあげ、貿易金融・海運・海上保険の担い手を育成していく必要があった。さらには、何が貿易商品となりうるかを見極めるためにも貿易相手地域の通商・経済情報の収集も重要であった。

最後の課題については、筆者も参加していた研究グループによる一定の研究蓄積があるが⁽¹⁾、貿易政策の直接的な担い手である農商務省がどのような役割を果たしていたかについては、まだ検討すべき問題があるように考える⁽²⁾。

とりわけ、居留地貿易体制が撤廃され、近隣地域への直接的介入が目立ち始める日清戦争期以降、当時の日本は中国を含むアジアで直輸出取引の拡大をめざした。しかし、その地域では一般的な通商・経済情報といえども広く共有されるかたちで流布しておらず、個々の輸出業者や製造家が簡単に情報を収集できる状況ではなかった。農商務省は「外国貿易拡張費」施策が示すように、日清戦後になって実業家や経済団体による海外視察を実施し、商品陳列館の開設や「海外実業練習生制度」を構築して貿易情報収集の拠点とし、あわせて外務省の在外領事館網を活用して情報（「領事報告」）を収集した⁽³⁾。

本論文は農商務省がとりわけ熱心に取り組んだ調査事業のうち、1910年ごろにまとめられた「輸出市場調査」と「輸出商品荷造法」に関する二種類の報告書を取りあげ、情報収集とその取りまとめに外務省系列と農商務省系列の情報収集網がどのように関わっていたかを検討し、あわせて報告書の持つ意義について考察した。以下、1.では農商務省の貿易拡張政策の諸段階を論じ、日清戦後期の両期性を示すとともに、そこに盛り込まれた施策の多くは1890年前後から構想されていたことをも明らかにした。2.以下では、2つの調査報告に関わる調査手順や収集された情報の報知体制について具体的に検討し、あわせて、それらの報告書が貿易拡張政策のなかでもつ意義について考察した。直輸出を拡大し定着させていく為に必要な課題のいくつかを析出できたと考える。

(1) 角山栄編著『日本領事報告の研究』（同文館出版株式会社、1986年）。

(2) 角山幸洋「農商務省の海外貿易情報」（前掲書、所収）は、本稿の問題意識と交差する数少ない先行研究のひとつであるが、同論文では農商務省による海外通商情報収集とその整理・公表の仕方を手際よくまとめ、「重要輸出（工産）品の調査」に至る経路を示している。本稿では、貿易拡張政策の諸段階と関連づけて農商務省の海外貿易（通商）情報の整理の仕方に注目し、農商務省独自のルートや発案による情報収集の状況を検討している。

(3) 鶴見左右吉『日本貿易史綱』（巖南堂書店、1939年）355-369ページ。

1. 農商務省の貿易拡張政策の諸段階

内務省と大蔵省から貿易業務の多くを引き継いだ農商務省は（1881年10月設置）、外務省と分担あるいは競合しながらも、貿易拡張政策を展開していった。

農商務省創設から日清戦争勃発前の10年余（1882～1893年）は、その前後の時期に対比して「輸出超過時代」と称されることもある。1907年9月から10年にわたって農商務省商品陳列館長を務めた鶴見左右吉は、その著『日本貿易史綱』（1939年刊）のなかで、長期間にわたる輸出超過の要因として紙幣整理による通貨安定と物価下落、世界的な銀価下落による円安の実現、さらにはウィーン万国博覧会出品をはじめとする万国博覧会における宣伝効果を指摘していたが⁽⁴⁾、松方正義大蔵卿による積極的な外貨獲得政策や前田正名（農商務次官）による輸出産業（産品）生産奨励策、さらには、折から組織化されつつあった日本貿易協会（1885年11月）や商業会議所联合会（1892年9月）などによる貿易拡張政策への提言とその具体化も重要である。

ところで、農商務省の貿易拡張政策は「日清戦後経営」の一環である「外国貿易拡張費」予算（1896年度予算）に盛り込まれた諸施策で示されることが多いが⁽⁵⁾、そこでの施策のいくつかは既に日清戦争前に立案され実施が検討されていたことに注意を喚起したい。例えば、商品見本陳列所（Commercial Museum）設立問題は創設後まもない日本貿易協会の重要課題であり、1887～8年頃には設立に向けた動きが盛んであった⁽⁶⁾。また、農商務省は1893年6月16日付で東京商業会議所に「本邦商品ノ販路ヲ拡張スル為メ海外ニ調査委員ヲ派遣シ及商品陳列所ヲ設置シ又ハ商品ノ試売ヲ為スノ得失」について諮問していた⁽⁷⁾。

農商務省からの諮問の背景には、シベリア鉄道着工決定を踏まえたオデッサ名誉領事による欧州ロシアにおける貿易取引拡大方策の提言があったようで、東京商業会議所の回答は海外調査を是としながら、その地域はまず清国内の主要地から始めるべきだとし、商品陳列所設置や海外試売については政府白らが関与する政策ではないとした⁽⁸⁾。そして、新たに、領事には「主トシテ実業教育ヲ受ケ、若クハ実業ニ充分ノ経験ヲ有シ、特ニ商業ノ

(4) 同前、303-305ページ。

(5) 通商産業省編『商工政策史 第5巻貿易 上』（商工政策史刊行会、1965年）302-307ページ。

(6) 洪沢青淵記念財団竜門社『洪沢栄一伝記資料』第15巻（洪沢栄一伝記資料刊行会、1957年）131-149ページ。拙稿「輸出貿易政策と海外商品見本陳列館」（『経済理論』第218号、1987年7月）を参照。

(7) 前掲、『洪沢栄一伝記資料』第20巻340-352ページ。

(8) 商品陳列所設置問題については注(6)、海外試売に関しては、拙稿「明治初期直輸出政策と『海外試売』」（『経済理論』第213号、1986年9月）を参照。

思想ニ富ム者」の任用を求め、また、「有為ナル貿易家」を養成するために「高等商業学校ノ卒業生ヲ海外ニ派遣シ商業ヲ実修セシムルコト」⁽⁹⁾を要望した。

日清戦争中の1894年11月27日には「海外直輸出入ニ関スル」件で農商務省は東京商業会議所へ照会書を発している⁽¹⁰⁾。居留地貿易撤廃（1894年7月16日、日英通商航海条約締結、5年後に施行）を見越した調査かと考えるが、照会事項のなかには「海外直輸出入業ノ困難ニシテ発達ヲ障碍スル重ナル原因」「直輸出入業ノ発達ヲ援助スヘキ為メ将来ニ於テ開発スヘキ事項」があり、日清戦後の1896年3月12日付の東京商業会議所の答申書によると、後段の項目について「(一)領事館ヲ増設シ領事ノ任用ニ一層ノ注意ヲ加フルコト (二)貿易ノ機関タル銀行ヲ増設シテ大ニ金融ノ便ヲ開クコト (三)外国ノ商情ニ通曉スル人ヲ養成スルコト (四)税関ノ規模ヲ拡張スルコト (五)政府ニ於テ購入スル外国品ハ可成我国商人ノ手ニ託スルコト並ニ輸入手続キヲ簡易ニスルコト (六)海運事業ヲ拡張スルコト (七)商品陳列所ヲ設置シテ内外品ノ見本ヲ当業者ニ縦覧セシムルコト (八)我製品ヲ齊一ニシテ且濫造ノ弊ヲ矯ムルコト」を提言しており⁽¹¹⁾、海外通商情報の収集・充実を通じて貿易を拡大・開拓していく為の方策は、かなり明確になりつつあった。

日清戦後に政府によって具体化された外国貿易拡張の施策の主なもの、1 農商工高等会議の開催、2 海外商況視察、3 海外実業練習生の派遣、4 商品見本の発送、5 商品試験製造の実施、6 海外商況報告、であり⁽¹²⁾、1896年10月に開催された農商工高等会議での諮問案のうち、直接的に貿易拡張に関わる事項は、1 長江航路調査員派遣、2 海外金融機関設置、3 税関監督保護倉庫設置、4 重要輸出品販路拡張、5 海外通信、6 海上保険、などであった⁽¹³⁾。

さきの東京商業会議所の答申書、外国貿易拡張費による施策、農商工高等会議における諮問事項のそれぞれは相当重なるところがあり、居留地貿易体制撤廃と清韓方面での新たな市場開拓を前提とする貿易拡張のための主な施策はほぼ出揃ったといつてよい。なかでも主要な施策は、(1)海外市場の視察・調査、(2)海外での商品見本陳列所の展開、(3)海外実業練習生の派遣、(4)海外の通商・経済情報の迅速・大量報知のための領事館網の拡大と領事報告制度の充実であった。農商務省は上記の施策のうち、(1)(2)(3)は外国貿易拡張費支出で実施していき、(4)に関しては外務省の動きを刺激して、外務省との「分業と競合」の

(9) 前掲、『渋沢栄一伝記資料』第20巻350-351ページ。

(10) 前掲、『渋沢栄一伝記資料』第21巻17-18ページ。

(11) 同前、22-25ページ。

(12) 注(3)、井上武久『大阪商工会議所百年史』（大阪商工会議所、1979年）本編242-250ページ。

(13) 前掲、『渋沢栄一伝記資料』第23巻390-430ページ、原田三喜雄『近代日本と経済発展政策』（東洋経済新報社、2000年）第1章「日清戦争と経済発展政策の形成」を参照。

なかで具体化した⁽⁴⁾。農商務省は海外通商情報の収集に関して、従来の外務省（領事館）ルートに加えて、本省における貿易品陳列館の設置⁽⁵⁾（1896年、のち、翌年に商品陳列館となる）を核に、海外実業練習生を通じる情報収集ルートを持つにいたり、収集した情報を逐次刊行物のかたちで提供していった。

日露戦争によって日本は関東州・樺太・朝鮮（1911年「併合」）を植民地とし、「満洲」（中国東北地域）および中国全域にわたって経済的進出のための拠点を構築していった。貿易拡張についても、関税自主権の回復（1911年）もあり、貿易額や取引地域の拡大が続いたが、とりわけ、清国（中国）とのそれは著しかった。もっとも、それらは欧米諸国の貿易商や中国商人との競合のなかで実現を企てていくものであり、通商経済情報の収集と活用が極めて重要なものとなっていった。

日露戦後期の貿易拡張政策は、日清戦争前後に構想され実施の運びとなった施策の一層の深化が主となるが、いくつかの新しい政策も実施された。中国市場開拓のための調査や輸出品検査体制の構築があり⁽⁶⁾、海外市場調査も盛んに実施された⁽⁷⁾。また、この時期には領事館の増設が盛んで、1903年から1914年にかけて領事館は49、名誉領事は54も増加した⁽⁸⁾。さらに、農商務省が強く主張する通商貿易関係業務に専念する商務官官制も1910年には実現した⁽⁹⁾（Commercial Attaché、外務省官制、1913年廃止）。

農商務省独自の情報報知体制については、すでに日清戦後の1897年に、海外実業練習生からの報告を掲載するために、『農商務省商工局臨時報告』が逐次刊行物と同様の形態で発行されていたが、1905年5月には『商工彙報』と表題を替え、原則、月刊誌のかたちで発行されるようになった。そこでは、海外実業練習生からの報告以外に、農商務省嘱託員や在外公館・商品陳列所からの報告も掲載されていた⁽¹⁰⁾。もっとも、その報知体制と内容に

(4) 農商務省による商工事務官設置要求が外務省官制の下で商務官として実現される経緯については、本宮一男「第一次大戦前後における商務官制度の展開」（『外交史料館報』第3号、1990年）をみられたい。このことについては、拙稿でも簡単に言及している（復刻版『通商公報』解説、『通商公報』解説・総索引1、不二出版、1997年、所収）。

(5) 鶴見、前掲書、420-427ページ。

(6) 今津健治『近代日本の技術的条件』（柳原書店、1989年）所収の「14 輸出工産物の技術的課題」「15 農商務省商工系技師の役割」をも参照。輸出向絹織物業における粗製濫造問題と関わらせた検討については、橋野知子『経済発展と産地・市場・制度』（ミネルヴァ書房、2007年）第3章をみられたい。

(7) 簡単には、角山幸洋、前掲論文を参照。

(8) 日露戦争以前からも、商業会議所聯合会あるいは東京商業会議所の主導による領事館増設の請願がだされている。前掲、『洪沢栄一伝記資料』第20巻405ページ、第21巻465、811ページなど。在外公館の増設状況については、拙稿「領事報告制度と『領事報告』の刊行」（角山栄、前掲書、81-87ページ）を参照。

(9) 注(4)に同じ。

(10) 『農商務省商工局臨時報告』『農商務省商工彙報』は「海外実業練習生」報告1、2として復刻されている（ゆまに書房、2002年以降）。

については、外務省が刊行していた『通商彙纂』には遠く及ばなかったが^{①)}、双方での重複も少なく、農商務省の情報ルートが加わることによって情報の多様性が進んだことは指摘できる。

むしろ、本稿では、単発的であるが農商務省が直接的に調査を委嘱してできあがった調査報告書や外務省の在外公館に依頼して作成された報告書類に注目したい。日露戦後では拡大が目前に迫った中国市場に注目した調査報告が数多く作成されており、その幾つかを以下で紹介したい。

2. 貿易拡張・振興実現のための農商務省調査と領事報告

2.1 海外市場調査の必要性

農商務省は日清戦後になって、外務省に依頼して在外領事館から積極的に情報を収集するようになった。日清戦争直前の時期でも日本の輸出は原料品や原料用製品が5割を超えており、全製品は四分の一にすぎなかった。前田正名による五二会提唱など工芸品（工産品）輸出振興が提議された頃でもあった。しかし、夙に指摘があるように単なるジャポニズムの商品が海外市場を獲得する段階ではなく、「雑貨品」といえども、粗製乱造を回避できても、それらが購入・消費される市場の要求に照応しなければ更なる販路拡張は困難であった^{②)}。前節で述べたように、農商務省は日清戦後になって新たな貿易拡張方策を立て、そのひとつとして積極的な海外市場調査があった。

また、日清戦争前から日露戦争後の20年間（1891～1911年）で日本の輸出総額は5.6倍に増え、なかでも「清国」（中国、香港・関東州を含む）への輸出額は7.6倍にも伸長し、輸出総額に占める比率も2割から3割台に上昇した（表1）。この時期には居留地制度が撤廃され、「直輸出」が増大したが、対中国取引では一部の商品を除き清商の力がまだ強かったことも指摘されている^{③)}。

農商務省の調査は伸長しつつある中国向け輸出市場において「直輸出」^{④)}取引比率を高

① 『通商彙纂』については、注⑧の拙稿及び「復刻版『通商彙纂』解説」（『復刻版 通商彙纂』第1巻、不二出版、1988年、所収）を参照。

② 鶴見、前掲書、307-308ページ。

③ 農商務省商工局『日清貿易事情』（同、1904年〔カ〕）、同商工局『対清貿易ノ趨勢及取引事情』（同、1910年）。華商ネットワークに関する研究も随分と幅広く進められるに至ったが、さしあたり、籠谷直人『アジア国際通商秩序と近代日本』（名古屋大学出版会、2000年）、古田和子『上海ネットワークと近代東アジア』（東京大学出版会、2000年）をあげておく。

④ 同時期における「貿易の担い手」に関する分析については、村上勝彦「貿易の拡大と資本の輸出入」（石井寛治ほか編『日本経済史』2産業革命、東京大学出版会、2000年）21-36ページ、及び前注③の調査報告を参照。

めていくことをも意図しており、各開市・開港場とその周辺地域毎の市場調査が企てられた。それは欧米先進諸国では入手が容易な商取引・商慣習に関する情報が中国地域では必ずしも簡単に収集できない事情が背景にあり、他方、日本の貿易業者にとっても少数の大規模貿易業者を除いて、個々の貿易業者は自ら直接的に情報を収集する経費負担と時間的余裕を持っていない状況があった²⁵⁾。国（政府）の政策として「市場調査」が試みられる所以でもあった。

『日清貿易事情』（農商務省商工局，1904年〔カ〕）や『対清貿易ノ趨勢及取引事情』（農商務省商務局，1910年）といった調査報告に拠れば、対清貿易で清国商人の力が相対的に強い理由として、在日（留）清国商人と本国における清国商人の強固な関係（取引関係のみならず各種情報の共有）が挙げられており、直輸出を拡大するためには清国商人たちが共有する情報を自らも持つ必要があるとした。ちなみに、日清貿易に占める直輸出割合は日清戦後に大きく増加したが、1908年段階でも対清輸出貿易の三分の一を占める神戸港の直輸出比率は6割に達していない（表2）。

表1 日本の輸出と中国取引 (千円：%)

	輸出総額	中国総計	清国	関東州	香港
1891年	79,527	17,845 (22.4)	5,826 (7.3)		12,579 (15.8)
1895年	136,112	27,498 (20.2)	9,135 (6.7)		18,363 (13.5)
1899年	214,930	74,548 (34.7)	40,257 (18.7)		34,291 (16.0)
1903年	289,502	94,269 (32.6)	64,994 (22.5)		29,275 (10.1)
1907年	432,413	130,405 (30.2)	85,619 (19.8)	20,401 (4.7)	24,385 (5.6)
1911年	447,434	135,738 (30.3)	88,153 (19.7)	23,063 (5.2)	24,522 (5.5)

(注) () 内は総額に占める比率(%)。

『日本経済統計総観』（朝日新聞社，1930年）298ページ以下により作成。

表2 日清貿易と直輸出

	清国向け輸出額	うち直輸出割合
1894年	8,813千円	29.0%
1897年	21,325	48.2
1900年	31,872	51.0
	神戸港より輸出額	うち直輸出割合
1908年	20,175	57.8

(注) 『日清貿易事情』（農商務省商工局）35-6ページ、および『対清貿易ノ趨勢及取引事情』（農商務省商務局，1907年）22-3ページより作成。

²⁵⁾ 太田外世雄報告「我对清雜貨貿易ト在清我雜貨商トニ就テ」(『工商彙報』明治43年第10号，1910年10月25日)。

2.2 海外調査実施の手順

市場開拓方策を立てるための二、三の海外調査の実施手順とその概略を紹介しておく。

海外調査の手順としては、一般的には、農商務省（商務局・商工局）による調査課題の提起と調査の外務省（通商局）への依頼から始まり、次いで外務省は調査依頼内容を在外領事館へ通達し、暫時の後、在外領事館から調査報告が本省に寄せられ、外務省はそれら調査報告類を農商務省へ移譲して終った。ただ、調査報告類はそれぞれの機関誌といってよい『通商彙纂』や『農商務省商工局臨時報告』『商務（工）彙報』等に掲載され、ときには、主題別の冊子にまとめられて公刊される場合もあった。

日露戦争中の1904年暮に農商務省から提起された「日本輸出品販路拡張ニ関シ海外各地ニ於ケル風習嗜好等取調」（以下、「風習嗜好等調査」と略す）についてみると、調査の手順は次のようであった²⁶⁾。

- ・1904.12.22 局発第682号 農商務省商工局長→外務省通商局長
- ・1905. 1.23 送第12号ほか 外務大臣→在外各公館
- ・1905. 2.14 公第37号 在仁川領事→外務大臣→3.29 農商務省へ送付
- ・1905. 2.16 本第2号 在馬山領事→外務大臣→同

以下、1905年一杯まで各地の在外公館からの報告が続く（合計24件が綴り込まれていた）。在外公館からの報告は、まず農商務省へ回報されたようだが、残された記録には、その旨の記載がない場合も多い。

尚、この調査報告は、『通商彙纂』明治39年第1号（1906年1月）「雑報」欄に「海外各地ニ於ケル風俗・習慣・人情及嗜好」と題して20公館の報告が掲載されており（同号、15～41ページ）、1907年4月には、農商務省商工局編『輸出品ノ製作上ニ及ボス海外ノ風習』として公刊された。

この調査の意図は1904年12月22日付の「局発第682号」（農商務省商工局）に詳しく、下段の通りであるが、需要地の事情を悉知して販路を開拓するために、海外各地の「風俗・習慣・人情及嗜好」などを調査するとした。

従来我輸出品生産業者、其需要地ニ於ケル事情ヲ悉知セサルカ為、商品ノ構造・形体・図様・配色等其当ヲ失シ意外ノ失敗ヲ招キ、若クハ充分ナル販路ノ拡張ヲ遂ケ得サルコト鮮カラス、就テハ此際左記ノ例ニ依リ海外各地ニ於ケル風俗・習慣・人情及

²⁶⁾ 「日本輸出品販路拡張ニ関シ海外各地ニ於ケル風習嗜好等取調方農商務省ヨリ依頼一件」（『外務省記録』3・2・1・20、外交史料館）。

嗜好等ニシテ其性質一般ニ涉リ且ツ極メテ顕著ナルモノ承知致度、此条在外各領事並
当省海外実業練習生ニ対シ右調査報告方可然御訓令取計……及照会候也（破損のため、一部を他の史料で補った）

さらに、少しのちの時期になるが、1910年5月に農商務省は「各国ニ於ケル風俗嗜好並
慣習ノ変遷ニ依ル新規需要品其他取調」（以下、「新規需要調査」）を企てた。その主旨は

商業参考上支那・印度及東洋方面ニ於テ風俗・嗜好並慣習ノ変遷ニ依ル新需要品及同
上ニ於テ将来日本ノ工業ト競争スベキ地位ニアル企業ノ現況等ニ関シ左記事項承知致
度ニ付各領事へ御示達ノ上調査報告方御手数相煩致⁷⁾

というものであるが、前段の調査からの変化と、それがもたらす新規需要の可能性の検討
に加えて、関連する分野で日本企業と競合する企業の状況如何を問うもので、対象地域を
「支那・印度」に限定して以前より詳細な調査を意図していた。

調査の順序は前段と同様であり、年表風にまとめると以下ようになる。

- ・1910. 5.16 商局第694号 農商務省商務局長代理→外務省通商局長
- ・1910. 5.18 送第20号ほか 外務大臣→在外公館（清国・カルカッタ・香港・ボンベ
イ・シンガポール・バタビヤ）
- ・1910. 6.23 公信第58号 在局子街副領事→外務大臣
- ・1910. 7.15 送第828号 通商局長→工（商）務局長

以下、翌年3月まで、16の在外公館からの報告があり、報告のつど農商務省に移牒され
た。また、『通商彙纂』明治43年第49・52・65・67・68号及び44年1・8・13・17・30号
に掲載された。なお、この調査に関しても、1911年3月に、農商務省商務局編『東洋諸国
に於ける風俗嗜好に伴う新需要品調査 付：東洋諸国に於ける新需要品に対する企業概
況』として公刊された。同じ時期に農商務省商品陳列館は『内外取引上注意すべき慣習其
他に関する調査 付：輸出商品の製作上注意すべき海外の風習及び嗜好』を発刊している。

2.3 調査の概要と特徴

まず、「風習嗜好等調査」について検討したい。『通商彙纂』に掲載されている外務省通

⁷⁾ 「各国ニ於ケル風俗嗜好並ニ慣習ノ変遷ニ依ル新規需要品其他取調一件」（「外務省記録」3・
1・2・31）。

商局「海外各地ニ於ケル風俗、習慣、人情及嗜好」では、韓国・清国・フィリッピン・シャム・オーストラリア・北米桑港・ブラジル所在の在外領事館報告²⁰が収録されていた。記載の形式は、(商品の)構造・形体・図様・配色・参考事項となっていたが、その形式を踏まない場合も多かった。

例示として、若干の報告を紹介する²⁰⁾。

- ・外観ハ寧ロ主眼トスルトコロニアラズシテ耐久ナルモノヲ好ム 食器類の形体ハ朝顔形ヨリモ輪形ヲ愛ス 図様ハ概シテ無地ヲ好メトモ強テ求ムレハ孔雀・龍・麒麟・松竹梅・菊等ヲ好ミ蛇・杜鵑(さつき)・鬼等ヲ嫌フ 韓国人ハ頗ル縁起ニ腐心シ奇数ヲ喜ヒ偶数ヲ好マズ(群山)
- ・清国人ハ購買力観察力予想外ニ高ク且一品ニシテ多方面ノ用ニ供シ得ルモノヲ好ム 形状ハ概シテ鋭角ヲ忌ミ円形ヲ好ム 模様ハ兎・蟹・狗・猿・亀等ヲ嫌フ 配色ハ一見燦然タルヲ喜フ 器物ニ漢文ニテ説明能書ヲ添フルヲ可トス(牛莊)
- ・北清ハ南清ニ比シテ質朴ナルカ故ニ堅牢ノモノヲ好ム 図様ニ付テハ伝説迷信等ニヨル好悪アリ概シテ色合鮮明ニシテ画様確ナルヲ好ム 又奇数ヲ忌ミ偶数ヲ尊ム(天津)
- ・図様ニ付テ注意スベキハ使用後廃棄スルモノニ仏画ヲ付セザルニアリ(シャム)
- ・構造ハ堅牢ナレハ冠セ蓋抽出シ等ハ選ム所ナク形体又然リ 図様中忌ムトコロハX字形・梟・黒蝶・猿ニシテ配色ハ甚ダシク黒ヲ忌ミ緑ヲ好ミ且ツ濃厚燦爛タルヲ好ム(ブラジル)

上記に関する農商務省の報告書は『輸出品ノ製作上ニ及ホス海外ノ風習』と題して公刊されたが、其の内容は前段のものと同一である。ただし、この報告書には、『通商彙纂』にない印度(カルカッタ・ボンベイ)・アルゼンチン・北米合衆国(シアトル・シカゴ)の報告が掲載されていた。

- ・扇子…当国ニ於ケル我貿易品中最大ノ輸入額ヲ占ムル扇子ニ於テ見ルニ其一大競争者タル西班牙扇子カ美麗ニシテ其意匠モ亦精巧ニ好ク当地人衆ノ嗜好ニ適シ且ツ廉価ニ販売セラレツアルニ何故日本扇子ヲ凌クコト能ハサルカ云フニ此レ他ナシ、西班牙扇子ノ骨ハ皆木片ナレハ容易ニ破損シ日本扇子は竹骨ナレハ割合ニ永ク使用ニ堪ユレハナリ、其形体ニ関シテハ扇子ハ一般ニ一定シタルモノナレトモ何カ風変リヲト望ミツツアル彼等ニハ多少異形ノモノヲ希ヒ目下輸入セラレツアル物ノ内ニハ人形及花卉等ノ切り抜きモノニテ扇子ノ形ヲ造リタルモノ好評セラレツアリ…(アルゼンチ

²⁰⁾ 『通商彙纂』等への掲載箇所の表示は省略。以下も同様である。

ン)

これらの調査報告はいわば「市場調査報告」であり、ひとつひとつの事例を紹介するまでもないが、主要商品毎に、その商品が好まれる理由や商品の形状・図柄・色彩の良否に及び、さらに、その背景にある風習や嗜好の傾向にまで及んで言及されており、時には競合する商品との比較検討が試みられていた。

つぎに、「新規需要調査」の概要と特徴をみることにする。

この調査は、「長春ニ於ケル風俗嗜好並ニ慣習ニ依ル新需要品ノ情況」（『通商彙纂』明治43年第49号）を皮切りに、前述のように『通商彙纂』の各号で公表されていった。奉天を例にとると、(一)清国人ノ新需要品 A品名 B輸入額及輸入国別 C奉天ニ於テ製造スル一カ年ノ製造額 D需要者ノ階層 (二)将来日本ノ工業ト競争スヘキ地位ニアル企業ノ現況 といった項目に従って報告された。

この調査は日露戦後の中国・インドの新しい動向を探ることに意を用いており、また、全てではないが、前回の調査と比較してより具体的な記述が多い。特に「需要者の階層」に関する記述では、商品毎の分析を企てていること等が注目される。

これに対応する農商務省の報告書は『東洋諸国に於ける風俗嗜好に伴ふ新需要品調査付同上に於ける新需要品に対する企業概況』として明治44年3月に公開されたが、本文の表題は『清国及香港に於ける…』となっていた。最初に調査事項が示されており、それは「一. 品名 二. 輸入額及輸入国別 三. 其地方に於て製造するもの有るときは一カ年の生産額 四. 需要者の階層 五. 日本製品の輸入ありとせば他国品との競争情況特に日本品に対する一般の批評並に改良を要する諸点 六. 本邦より輸入ナシとせば将来輸入の見込ありや」に、整理されていた。なお、農商務省の報告書には、前段の『通商彙纂』に掲載されていない「局子街」からの報告が含まれている。

同じ時期に農商務省商品陳列館が在外公館や国内の開港地所在の商業会議所に委嘱して海外商取引上参考となる商慣習その他について調査を実施し、『内外商取引上注意すべき慣習其他に関する調査 付輸出商品の製作上注意すべき海外の風習及好尚』と題して公開した。この調査に関わる一件書類は「外務省記録」に残されていないようだが、この報告書は「一. 海外之要地に於ける商慣習 二. 本邦商人が海外各地と直輸出入取引を開始するに当り参考とすべき各国商人の直輸入取引に関する営業方法 三. 本邦重要貿易港に於ける貿易業者及其その他関係業者間の商慣習 付録 輸出商品の製作上注意すべき海外の風習及好尚」から成り、取り上げられた地域も中国・印度・東南アジア・北米・南米に止まらず、極東ロシア・ヨーロッパ（リヨン）に及んだ。特に「二」の項目について見る

と、中国各地からの報告では具体的に外国商人の名前と取引内容を記しているケースが多かった。なお、「付録」として取り上げられた記述は、先に見た①の形式と同じもので、その内容も『通商彙纂』掲載報告や農商務省商工局『輸出品ノ製作上ニ及ホス海外ノ風習』と同じであった。

この報告書の主題である「一」の記載内容は地域によって少し異なっているが、「露国」の場合、「一. 商業上外国人の嫌悪すべき日本人の行為 二. 取引を開始するに当り日本人の必ず心得置くべき当国特殊の商慣習 三. 宗教の信念により商標其他商業上の書類若しくは図書等に使用するを嫌悪する事項 四. 其他日本商人の心得置くべき事項」といった項目のもとに、かなり詳しい記述があった。例えば、一の項目のなかでは「露国に於ては上下貧富の区別甚しく……顧客の応接振りに就ても大に注意を要す。彼等に対しては、勤めて慇懃鄭寧^(ママ)なるべく、事々物々巨細の説明を与へ、商品の効能を説述するをよしとす」と「顧客の応接振り」に注意し、露国特殊の商慣習として「概して延取引を為すの習慣」を指摘し、「多少の価格の高低は、支払期限の長きときは、敢て之を意とせざるやの傾きあり」と説明していた。また、三の項目では、鯉の滝上りを例に、日本で吉兆を意味しても彼の国では不吉として忌憚したり、花鳥の絵模様では「鳥の一羽なるよりは二羽にして一対なるを好み」、同一方向や差向いの絵柄が良いとした。かなり微に入り細をうがつ記述が目立つが、市場調査報告としてはこのように詳細なものであってもよいのだろう。

3. 荷造改良問題と「荷造法調査」

日露戦中から戦後にかけて、輸出貨物の荷造法改良に関する動きが激しくなってきた²⁹⁾。この時期以前に居留地貿易体制は撤廃されており、直輸出取引が漸次多くなってきたことや、日露戦後における対清国（中国）貿易の拡大とそれに対して日本が主導権を握ろうとする思惑が輸出に際しての荷造法改良問題を提起したと考える。荷造法改良問題に対しては、貿易業者を多く抱える商業会議所——言わば当事者——、農商務省、外務省、大蔵省の担当部局がそれぞれの立場から関わったようである。

当事者を抱える大阪商業会議所は1904年7月11、12日に荷造改良研究会を開催し、主題に関する講演のほか、荷造の標本や包装資材の陳列を企てた。超えて同年10月15日から11月17日にかけて府立大阪博物館で全国荷造共進会を開催した³⁰⁾。これらは国内の関係者に

²⁹⁾ 輸出品荷造法改正問題については、今津、前掲書、309ページ注⁴⁰⁾に少し言及されている。

³⁰⁾ この時期に大阪商業会議所は『荷造改良研究要録』(1904年)・『全国荷造共進会事務報告』(1905年)・『全国荷造共進会出品報告』(同)を発刊している。

対して荷造法改良への注意喚起と啓蒙を意図したものである。このことが契機となって、農商務省商務局や外務省通商局による荷造法調査が試みられ、報告書が刊行された。

もっとも、今回の主題と関係させると、農商務省は荷造法問題について外務省に対して特に情報提供を求めておらず、税関鑑定官に委嘱して日本国内に入ってくる輸入貨物の包装法などの詳細な検討を試みていた。

*1904.10 農商務省商工局『輸入貨物包装ニ関スル調査報告』第一回（調査担当者 松倉・佐々木）

1906. 3 同，第二回（同，1905.11提出）

*1905. 5 農商務省商務局『海外輸入貨物包装調査報告』第1冊（調査担当者 松倉・佐々木，1905. 4提出）

1906. 9 同，第2冊（同，1906. 6提出）

その他、特定の商品に関する荷造法に関しては外務省へ調査を依頼していた。農商務省は1907年6月、「清国海産物ノ包装方」調査を外務省に照会しており、その結果を冊子にとりまとめている（農商務省商務局『清国貨物裏法』刊行年不詳）。

他方、外務省は貿易業者からの依頼もあったと考えるが、資料による限り、在外公館に依頼して日本からの輸出貨物の包装問題に付いて独自の調査を実施した。『通商彙纂』に掲載された「海外各地ニ於ケル本邦輸出貨物包装ニ関スル調査」によると、調査項目は「従来ノ荷造方法ニ対スル欠陥並ニ改良の方法 荷造ト税関通過ノ関係 荷造ト其他運搬上ノ便不便 腐敗性ノ商品，危険物，動植物等荷造並運搬ニ関スル安全且輕便ナル方法ノ新考案」となっており、荷造法改善の問題点を列挙していた。

海外調査の手順は下記の通りで、在外領事に以下のような要請（訓令）を発信していた。

従来本邦品ノ外国輸出ハ多ク在本邦外国商店ノ手ニ抛リテ取扱ハレタリシカ、輒近本邦人ノ海外直輸出ヲ開始スルモノ漸次多キヲ加フルニ至リ、随テ此等貨物ノ荷造方法ハ大ニ講究ヲ要スヘキノ趨勢トナリ、現ニ大阪商業会議所ノ如キモ近日此等ニ関スル当業者ノ研究会ヲ催シ進ンテ荷造品評並展覽会等モ開設セントスル程ニ至リ候、就テハ此際特ニ本省ニ於テモ此等ニ関スル情況ヲ調査シ当業者ニ注意ヲ与ヘ候事ハ頗ル必要ノ義ト被存候間⁸⁰⁾

・1904. 7. 7 発遣 外務大臣→在外領事

⁸⁰⁾ 「日本輸出品荷造方法取調一件 自明治37年」第1巻（「外務省記録」3・2・4・16）。

- ・1904. 7.20 公信第115号 京城→『通商彙纂』明治37年第64号掲載
- ⋮
- ・1905. 5. 5 公信第62号 天津→同, 明治38年第47号掲載

外務省通商局は1910年にも日本からの輸出品の荷造法に関する調査を実施し、それをまとめた小冊子『本邦輸出品荷造法ニ関スル調査』（1910年10月）を刊行し、各地の商業会議所のほか商工業学校にも配布した⁶²。同じ時期に第二回の荷造共進会が開催されており、それに合わせた試みかと考える。

荷造り法改良のための調査はかなり早くから実施されており、大阪商法会議所は1886年4月2日付で農商務省に対し「商品荷造の改良についての報告書」を出していた⁶³。同書では、大阪市中で取引される米・綿・醤油をはじめ28種類の商品についての現在の荷造法と改良見込を列挙しており、その他にも貨物運搬仲間の意見をただして洋蜜・ガラス細工品・石油などの荷造改良法見込を付言していた。西洋型汽船・帆船の増加が運搬業界に激しい競争を招き、低廉な運賃による請負が荷造法を粗雑にし商品価値を損ねる状況も報告されている。

超えて1895年5月、農商務省は全国各地の商業会議所に宛て「米穀・食塩及魚肥ノ俵製造ニ係ル調査」を依頼した⁶⁴。主要三商品の俵装荷造の現状と改良法、さらには改良法を実施する要諦と荷造改良が生産者にもたらす利益如何などを問うものであった。米穀俵装など限られた商品の荷造改良は産地内の統一が実現できれば、荷造改良のために経費が多少増加しても償って余りある利益を荷主にもたらしたようだが、早急な荷造改良の運びには至らなかった。

ところで、同一商品といえども区々ばらばらな荷造は輸送に際する積込みや荷降し作業を複雑にし輸送経費を高めるであろうし、商品と荷造資材の組み合わせを誤れば、商品価値を毀損する。また、商品がどのような段階を経て最終消費者に渡るかが予め分っておれば、途中での荷捌きの方法も異なってくるであろう。そして、荷造のあり方は税関手続上の巧拙にもかかわってくる。当然ながら輸送する商品の価格と荷造経費との関連を考慮する必要がある。荷造改良は国内取引に限らず輸出入取引でも極めて重要な課題であり、さきにもみたように直輸出が拡大するに従って、輸出向け貨物の荷造方法の改良・改善への関心が高まってきた。それは、まず、輸入貨物の荷造方法の徹底した研究から始まり、荷

⁶² 同前、第2巻。

⁶³ 前掲、『大阪商工会議所百年史』141-142ページ。

⁶⁴ 前掲、『洪沢栄一伝記資料』第21巻174-184ページ。

造共進会が持たれるに至った。それは秀れた荷造法の展示と輸出業者・製造業者が試みた荷造法に対する品評会であり、海外における日本からの輸出品荷造法の評判の収集は外務省通商局が主導して実施した。

外務省通商局による二度の調査の内容について検討しておく。以下、1904、5年の調査を「調査Ⅰ」⁶⁵⁾、1910年の調査を「調査Ⅱ」⁶⁶⁾とし、それぞれ公刊された資料に拠ってみていきたい（表3）。「調査Ⅰ」では韓国（朝鮮）内の開港場居留地からの報告があり、「調査Ⅱ」では「満洲」各地の報告が一挙に増えたが、両報告の地域別分布は表3の通りであり、双方の調査で取り上げられた地域も中国・北米を中心に18か所に達した。「調査Ⅰ」の韓国各地からの報告では「荷造ハ概シテ不完全タルヲ免カレス」（京城）といった記述が目立ったが、「調査Ⅱ」の「満洲」各地からの報告には「漸次改良ヲ加ヘラレ現今ハ其荷造方法稍々発達シ貨物ノ損失逐次減少ヲ見ルニ至レリ」（奉天）とされるにいたった。早計な結論を下せないが、日露戦後期に至って荷造法改善がある程度すすんだと考えてよいだろう。

地域別にみると、欧米・オーストラリアでは「調査Ⅰ」の時期で「日本品ノ荷造リハ英仏独等ノモノニ比スヘバ遙カニ優等且ツ堅牢ニシテ其内容破損ノ割合モ從テ僅少ナリ」（シカゴ）「我輸出品荷造方法ノ完全ニシテ改良ヲ要ス可キ欠点ノ存在ヲ認メザル」（リヨン）といった評価が与えられていたのに対し、中国各地については、「清国殊ニ当地ニ輸出セラル、貨物ノ荷造法ニ至リテハ本邦沿岸貿易貨物ノモノト大差アルヲ見ズ、一言シテ之ヲ評セハ其方法甚ダ不完全ナリト云フノ外無ク」（「調査Ⅰ」上海）とか、「本邦品ノ荷

表3 本邦輸出品荷造法調査報告数

地域	1904、5年 (Ⅰ)	1910年 (Ⅱ)	両年次の 報告あり	同左の地名
韓国	6	—	—	
中国（含香港）	9	19	6	上海、天津、蘇州、漢口、重慶、香港
東南アジア・インド	3	5	3	シンガポール、バンコク、マニラ
欧州	3	2	2	リヨン、アンヴェルス
ロシア	—	3	—	—
北米・ハワイ	6	8	6	ホノルル、桑港、シカゴ、ポートランド オッタワ、バンクーバー
中南米	1	—	—	—
オーストラリア	2	1	1	シドニー

（注）1904、5年（Ⅰ）は「海外各地ニ於ケル本邦輸出貨物包装ニ関スル調査」（『通商彙纂』明治37年第64、67号及び明治38年第14、16、47号所載）、1910年（Ⅱ）は外務省通商局『本邦輸出品荷造法ニ関スル調査』（同刊、1910年）より作成。

⁶⁵⁾ 『通商彙纂』明治37年第64、67号及び明治38年第14、16、47号所収。

⁶⁶⁾ 外務省通商局『本邦輸出品荷造法ニ関スル調査』（同、1910年）による。

造包装ニ就テモ従来ノ面目ヲ一新シテ改良ヲ加ヘラレタル点多々アリト雖トモ之ヲ欧州輸入品ノ荷造ニ比スレハ尚ホ未ダ甚タ幼稚」(同, シンガポール) といった厳しい評価が下されており, 商品特性に合った荷造資材を使った荷造方法が纒縷紹介されていた。「調査Ⅱ」の段階になっても, 荷造法改良の提言が相かわらず続くが, 「漸ク完全ニ近ツキタルモノノ如クナレトモ」(上海)「近来大ニ改良セラレタルカ如ク」(シンガポール)「大体ニ於テ進歩ノ跡アリ」(マニラ) といった評価にかわっていった⁸⁷⁾。荷造法改良のための調査や提言が一定の成果を生み出しつつあったと考える⁸⁸⁾。

付 本稿の資料収集については, 外務省外交史料館や広島経済大学図書館職員の助力を得た。記して謝意を表わします。

引用文献

- [1] 朝日新聞社(1930)『日本経済統計総観』朝日新聞社, 東京。
- [2] 井上武久(1979)『大阪商工会議所百年史』大阪商工会議所, 大阪。
- [3] 今津健治(1989)『近代日本の技術的条件』柳原書店, 京都。
- [4] 大阪商業会議所(1904)『荷造改良研究要録』大阪商業会議所, 大阪。
- [5] 同(1905)『全国荷造共進会事務報告』『全国荷造共進会出品報告』大阪商業会議所, 大阪。
- [6] 太田外世雄(1910)「我对清雜貨貿易ト在清我雜貨商トニ就テ」, 『商工彙報』明治43年第10号, 1910年10月, 1-13ページ。
- [7] 外務省通商局(1910)『本邦輸出品荷造法ニ関スル調査』外務省通商局, 東京。
- [8] 籠谷直人(2000)『アジア国際通商秩序と近代日本』名古屋大学出版会, 名古屋。
- [9] 洪沢青淵記念財団竜門社(1957, 1958)『洪沢栄一伝記資料』第15巻, 20巻, 21巻, 22巻, 23巻, 洪沢栄一伝記資料刊行会, 東京。
- [10] 高嶋雅明(1986)「明治初期直輸出政策と『海外試売』」, 『経済理論』第213号, 44-63ページ。
- [11] 同(1986)「領事報告制度と『領事報告』の刊行」, 角山栄(1986)『日本領事報告の研究』71-118ページ。
- [12] 同(1987)「輸出貿易政策と海外商品見本陳列所」, 『経済理論』第218号, 24-47ページ。
- [13] 同(1988)「復刻版『通商彙纂』解説」, 『復刻版 通商彙纂』第1巻, 不二出版, 東京。
- [14] 同(1997)「復刻版『通商公報』解説」, 『通商公報』解説・総索引1, 不二出版,

⁸⁷⁾ 例えば, 燐寸について, 1904年10月のシンガポール領事館報告は「従来本邦燐寸ノ運搬途中ニ於テ自然発火ヲ来シ搭載船舶ニ危険ヲ呈セシコト一再ニシテ止マラス当地当業者間ニ於テ大ニ物議ヲ生シ」云々とあり, その対応策を紹介していたが, 1910年のそれは「輸出花火ノ荷造ニ就テハ今格別ノ改良スヘキ点ヲ見サル」といった記述に変わっていた。もちろん, 同様の問題点の指摘が双方の時点で続いた場合も多かった。

⁸⁸⁾ 荷造法改良問題がこれで落着いたのではない。第一次大戦後にも大規模な調査が実施されたし(「本邦輸出品荷造等調査一件」『外務省記録』3・2・4・38), 1910年調査の報告書が改めて求められることもあった(大阪府立商品陳列所「本邦輸出品ノ荷造法寄贈方依頼ノ件 大正8年6月3日」, 『外務省記録』3・2・4・16, 第3巻所収)。

東京。

- [15] 通商産業省（1965）『商工政策史 第5巻 貿易 上』商工政策史刊行会，東京。
- [16] 角山 栄（1986）『日本領事報告の研究』同文館，東京。
- [17] 角山幸洋（1986）「農商務省の海外貿易情報」，角山栄（1986）『日本領事報告の研究』119-156ページ。
- [18] 鶴見左右吉（1939）『日本貿易史綱』巖南堂，東京。
- [19] 農商務省商工局（1904）『日清貿易事情』農商務省商工局，東京。
- [20] 農商務省商工局（1907）『輸出品ノ製作上ニ及ボス海外ノ風習』農商務省商工局，東京。
- [21] 農商務省商務局（1910）『対清貿易ノ趨勢及取引事情』農商務省商務局，東京。
- [22] 農商務省商務局（1911）『東洋諸国に於ける風俗嗜好に伴う新需要品調査』農商務省商務局，東京。
- [23] 農商務省商品陳列館（1911）『内外取引上注意すべき慣習其他に関する調査』農商務省商品陳列館，東京。
- [24] 橋野知子（2007）『経済発展と産地・市場・制度』ミネルヴァ書房，東京。
- [25] 原田三喜雄（2000）『近代日本と経済発展政策』東洋経済新報社，東京。
- [26] 古田和子（2000）『上海ネットワークと近代東アジア』東京大学出版会，東京。
- [27] 村上勝彦（2000）「貿易の拡大と資本の輸出入」，石井寛治ほか編『日本経済史』2 産業革命，1-59ページ，東京大学出版会，東京。
- [28] 本宮一男（1990）「第一次大戦前後における商務官制度の展開」，『外交史料館報』第3号，1990年。